

要 旨 紹 介

本報告は、平成15年に実施した「最近の強盗事犯少年に関する研究」（以下、「本研究」という。）の結果をまとめたものであり、以下では、利用の参考のため、その要旨を紹介する。

1 研究の実施目的

本研究は、少年による強盗事犯（以下、「少年強盗事犯」という。）について、事案内容の側面から、その特徴を明らかにするとともに、強盗事犯に至った少年（以下、「強盗事犯少年」という。）についても、犯行に至る過程等の特徴を探り、背後にある問題点を分析し、併せて家庭、学校、職場における適応状況等をも検討することによって、近年における少年強盗事犯急増の実態に迫り、増加にかかわる心理的・社会的要因を分析することを目指したものであり、これら強盗事犯少年等の処遇の検討及び少年強盗事犯を始めとする少年非行問題の対策に資することを目的とした。

2 研究の実施方法

平成14年1月1日以降全国の少年鑑別所に入所し、同年中に退所した強盗事犯に係る男子少年の鑑別終了者全員（以下、「14年対象者」という。）及び平成5年中に全国の少年鑑別所に入所した強盗事犯に係る男子少年の鑑別終了者全員（以下、「5年対象者」という。）を対象者とした。なお、14年対象者に加えて、5年対象者を取り上げたことについては、14年対象者との比較・検討により、強盗事犯が急増した要因や最近の強盗事犯少年の傾向等を分析するためである。

平成15年2月27日、全国の少年鑑別所にこれら対象者に関する記入票を送付し、少年鑑別所が保管する関係資料に基づき、少年鑑別所職員に記入票への記入を依頼するなどして、調査を実施した。その結果、当該対象者に関する記入票が回収できた者は、14年対象者については963人のうち947人、5年対象者については367人のうち327人であり、これらの者を分析対象者とした。

記入票は、犯行手口や共犯態様等に係る項目から成る「本件強盗事件の概要」、犯行手口の着想や犯行動機等に係る項目から成る「本件強盗事件の経緯等」、家庭を始めとする保護環境の状況やそこにおける適応状況等に係る項目から成る「本件当時の社会適応状況等」によって構成し、14年対象者については、本件にかかわる資質の問題に係る項目などをも含めた。

3 実施結果の概要

(1) 少年強盗事犯の特徴等

ア 強盗事犯少年がかかわった事件の概要を見ると、①路上強盗が最も多く、これを含めた非侵入強盗が大半を占め、夜間の犯行が大半を占める、②加害者が被害者に対して面識がない者、被害者が1人である者が多く、被害者を死傷させるに至らなかった者の比率は低い、その一方、③少年院収容歴や受刑歴がない者による犯行が大半で、計画性についても必ずしもあるとは限らない、などが示された。

イ 共犯関係については、単独犯は少なく、大半が共犯を伴うとの特徴が示された。そして、事件の様相等は単独犯と共犯を伴う者とで異なり、共犯を伴う場合、取り分け共犯者が4人以上の場合において、路上強盗が最も多く、これを含めた非侵入強盗が大半を占め、被害者を死傷させるに至らなかった者の比率は低いなどの傾向が強まることが明らかになった。

ウ 5年対象者と比べて14年対象者においては、共犯者が4人以上の者の比率、被害者が1人である者の比率が増すなど、集団で1人を襲うという現象が顕著になっており、これと関連して、被害者を重傷に至らしめた者の比率も高くなっていた。なお、共犯者に成人を含む者の比率、被害者に成人を選択する者の比率も、14年対象者において増えていた。

(2) 強盗事犯少年の非行歴・処分歴

ア 強盗事犯少年のうち、本件に至る以前に、少年院への収容歴を有する者は1割弱にとどまり、本件が初発非行である者も1割程度存在しており、非行経験を重ねた者ばかりが強盗事犯に至るのではないことが示された。ただし、共犯を伴うもので、犯行において主導者であった者は、そうでない者よりも、非行歴（公的には未発覚のものを含む。以下同じ。）がある者の比率、保護処分歴がある者の比率が、いずれも高かった。なお、単独犯については、本件が初発非行である者が2割以上を占めるなど、共犯を伴う者に比べて、非行歴のない者の比率が高かった。

イ 少年院への収容歴を有する者及び本件が初発非行である者の比率において、5年対象者と14年対象者とで大差は認められなかった。ただし、5年対象者と比べて14年対象者では、過去に財産犯に係る非行歴がある者の比率が増えていた。

(3) 強盗事犯少年の犯行手口の着想・犯行動機等

ア 犯行手口の着想については、「同種の犯行に及んだことがある」、「友人・先輩・共犯者から聞いた」が高率を占めていた。取り分け共犯を伴う者においては、「友人・先輩・共犯者から聞いた」が高率を示し、5年対象者と比べて14年対象者では、その比率が顕著に増えていた。また、単独犯では、「友人・先輩・共犯者から聞いた」の比率は低く、「マスコミ報道や本などにヒントを得た」の比率が、5年対象者と比べて14年対象者において増えていた。

イ 犯行場面における最関心事については、「金品奪取」である者が約半数を占め、5年対象者と比べて14年対象者において、その比率が増えていた。また、関心事ごとにその動機を見ると、①金品奪取にかかる動機としては、「遊興費欲しさ」の比率が高く、差し迫った必要性を有する者の比率は低い、②被害者への威嚇・暴力にかかる動機としては、「手っ取り早く金品を奪いたい」の比率が高く、かつ、5年対象者と比べて14年対象者で、その比率が顕著に増えている、③共犯者との関係にかかる動機としては、「認められたい」、「共犯者に誘われてその気になった」の比率が高いが、「行動を共にしないと仕返しされる」も、5年対象者と比べて14年対象者において増えている、などが示された。

(4) 犯行についての強盗事犯少年の認識

自らがかかわった事件について、「犯行内容が、予想以上にエスカレートしたとの認識」（以下、「エスカレート認識」という。）を有する者は、約半数であった。また、①犯行における役割別に見ると、本人が主導者である場合に比べて共犯者が主導者である場合は、エスカレート認識を有する比率が高い、②犯行場面における最関心事別に見ると、「金品奪取」、「被害者への威嚇・暴力」、「共犯者との関係」の順に、エスカレート認識を有する比率が高くなり、「共犯者との関係」の者では3分の2に至っている、③被害者の死傷程度別に見ると、その程度が重くなるほど、エスカレート認識を有する比率が高い、などが示された。

(5) 環境とのかかわり等

ア 家庭環境について、実父母がそろっている者は6割弱、家族との関係について「問題なし」は約4割、保護者の指導力について「問題なし」は4分の1程度であり、これらの比率について、5年対象者と14年対象者とで大差は認められなかった。また、①家族との関係における問題の内容につ

いては、「家族との情緒的交流なし」が最も多く、取り分け14年対象者においては、「家族から疎外」を併せると3割を超える、②保護者の指導力における問題については、「放任」が最も多く、14年対象者では4割を超える、などが示された。

イ 本件当時の学職状況については、無職者が4割近く存在していた。また、5年対象者と比べて14年対象者では、有職者の比率が低くなる一方、学生・生徒の比率は高くなり、無職者の比率と拮抗していた。さらに、有職者の職場における適応状態及び学生の学校における適応状態を見ると、職場や学校に所属していても、そこで適応していない者が多く存在しており、学校や職場に所属し、かつ、そこで適応している者は約3割にとどまることが明らかになった。

ウ 14年対象者について、社会への態度及び将来への態度を調査した結果からは、①「社会の一員としての所属感をもっている」者は4分の1程度にとどまり、「無関心である」者や「疎外感を抱いている」者が多い、②将来についても、「具体的な目標があり、努力している」者は1割弱にとどまり、「将来のことはあまり考えていない」者が4割近くを占める、などが示された。

(6) 本件にかかわる資質の問題

本項目については、14年対象者についてのみ、調査・分析を行った。

ア 強盗事犯少年の多くに認められる問題点として、「集団になると気分が高揚して調子に乗る」、「大切な人以外の他人への思いやりや想像力に欠ける」、「即時的・短絡的に欲求を満たそうとする」などが認められた者（「認められる」若しくは「顕著に認められる」と評定された者。以下同じ。）の比率は、それぞれ7割を超えた。また、暴力に直接関連する問題点として、「攻撃性が強く、人に暴力を振るうことに快感を覚える」が認められた者は約2割であったが、「暴力を振るうことに抵抗感がない」が認められた者は半数に及んだ。

イ 暴力にかかわる問題点について、被害者の死傷程度との関連性が認められ、取り分け、「暴力を振るうことで、不全感や劣等感を補償したり、自己の存在感を示そうとする」については、被害者の死傷程度が重くなるにつれて、これが認められる者の比率が顕著に高まった。また、「集団になると気分が高揚して調子に乗る」、「大切な人以外の他人への思いやりや想像力に欠ける」についても、被害者の死傷程度との関連性が認められた。

ウ 問題点の所在及び程度については、単独犯と共犯の別、共犯における犯行時の役割の別、犯行動機等の別を始め、様々な条件によって相違が見られた。

4 その他（参考資料）

本研究の参考資料として、「資料4 平成14年少年院出院者（強盗事犯少年）の少年院における処遇に係る統計資料」及び「資料5 平成14年強盗事犯少年に対する保護観察処遇の状況」並びに「資料6 檢察庁による少年調査票から見た非行少年の統計資料（平成12～14年）」を添付した。これらは、本研究結果の参考と位置付けているが、資料4については強盗事犯少年等に対する少年院における処遇を、資料5については保護観察状況を概観する上で、また、資料6については強盗事犯少年に限定せず、検察庁で受理した非行少年全般の環境とのかかわりの状況等を検討する上で、それぞれ独自の資料としての意味をも有している。

研究部長

吉田博視